

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

◇告 示 結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）

結核予防法による指定医療機関の辞退（〃）

保安林の指定の解除予定（造林課）

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）

告 示

鳥取県告示第四百六十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成二年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中本内科医院	○東伯郡東伯町大字八橋一七四	平成二年四月二十一日
林循環器消化器内科	鳥取市田園町四丁目一六八	〃

鳥取県告示第四百六十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成二年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
原医院	鳥取市吉方町一丁目五七六	平成二年三月三十日
中本内科医院	○東伯郡東伯町大字八橋一七四	平成二年四月二十五日

林循環器消化器
内科

鳥取市田園町四丁目一六八一

平成二年四月二十二日

鳥取県告示第四百六十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成二年五月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字奥山一八八五の一・一八八五の二四・一八
八五の二六から一八八五の二八まで・一八八五の四七から一八八五の四
九まで・一八八五の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

平成二年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二年五月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一 日時 平成二年五月九日（水）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会
- 三 議題 若桜町長選挙に係る審査申立について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成二年五月八日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

- 一 日時 平成二年五月十日（木）午前十一時十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
 - 2 その他

送行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】